

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「使命」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努めております。

【理念】

「愛と美と豊かさの実践と追求」

【ビジョン】

「日本の肌はアイビーがつくる」

【行動指針】

「アイビーの誓い」

- 一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。
- 一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどめます。
- 一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。
- 一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

当社は、経営の合理化や経営のスピード化を図るために、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」「予算統制会議※」「販売戦略会議※」で経営に関する重要事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレートガバナンスの徹底を図っております。また、経営の豊富な社外取締役を1名選任し、経営管理機能を強化しております。なお、当社は経営監視機能の強化を図るため、監査役制度を採用しており、常勤監査役2名、専門能力に優れた社外監査役2名の4名体制で監査役会を運営しており、今後とも監査機能がより有効・適切に機能するよう努めてまいります。

（※）「予算統制会議」と「販売戦略会議」は、令和2年4月に「戦略統合会議」に統合致しました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンスの各基本原則を実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

アイビー化粧品は、企業理念「愛と美と豊かさの実践と追求」に基づき、企業価値の向上に積極的につとめてまいります。

【基本原則1 株主の権利・平等性の確保】

株主の権利は平等であり、アイビー化粧品は、すべての株主に対して、その権利の平等性の確保をおこなってまいります。また、株主総会における株主の発言権や権利行使に係る適切な環境整備を行ってまいります。

【基本原則2 株主以外のステークホルダーとの適切な協業】

すべてのステークホルダーに対し、アイビー化粧品の企業価値を的確、迅速、強力に発信してまいります。「アイビーが好き」「アイビーと出会えて良かった」という人々が増えるようなかかわりを行ってまいります。また、女性が美しく、幸せな人生をおくれるように、企業理念である「愛と美と美しさの実践と追求」に基づき、女性が活躍できる環境を積極的に整えてまいります

【基本原則3 適切な情報開示と透明性の確保】

適切な情報開示を行うとともに、法令に基づく開示以外にも、積極的に開示を行い、アイビー化粧品の企業価値を積極的に伝えてまいります。また、外部会計監査人による適正な監査体制を確保し、透明性の確保にも積極的に努めてまいります。

【基本原則4 取締役会等の責務】

アイビー化粧品の持続的成長と中長期的な企業価値向上のために、建設的な議論を行い、戦略的な方向付けを行い、適切なりスク管理を行ってまいります。また、独立性と専門性をもった社外取締役ならびに監査役会をおき、実効性の高い監督体制を整えてまいります。

【基本原則5 株主との対話】

アイビー化粧品は、株主総会以外の場においても、IR担当者をおき、株主との積極的な対話を行ってまいります。また、アイビー化粧品の経営方針をわかり易く説明するとともに、株主の声にも前向きに対応してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%未満
---------------------------	-------

[大株主の状況] 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社白銀社	662,400	16.71
株式会社ブリーズ	520,000	13.12
アイビー化粧品取引先持株会	187,600	4.73
安藤 英基	147,200	3.71
白銀 浩二	133,360	3.36
白銀 恵美子	130,120	3.28
安藤 英雄	124,000	3.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	101,974	2.57
アイビー共栄会	60,700	1.53
越智 通武	47,100	1.18

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注) 1. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) の所有する株式のうち、55,409株は当社が導入した従業員向け株式交付信託が所有する株式、46,565株は当社が導入した役員向け株式交付信託が所有する株式であります。なお、当該株式は財務諸表において自己株式として計上しております。

2. 上記のほか、自己株式が1,141,118株あります。

3. 所有株式数には、A種優先株式500,000株を除き、普通株式のみ記載しております。

4. 株式所有割合は、上記自己株式数1,141,118株を除いた普通株式発行済株式の総数に対する割合です。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 JASDAQ
決算期 更新	3 月
業種 更新	化学
直前事業年度末における (連結) 従業員数 更新	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数 更新	20 名
定款上の取締役の任期 更新	2 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	6 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中山 圭史	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中山 圭史	○	---	中山圭史氏は経営に長年にわたって携われ、社業発展に尽力してこられました。化粧品事業の経営に関与された経験はありませんが、グループ全体の経営マネジメント等に携わってこられた知識や経験を有しており、当社の事業とは異なる視点から職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	5 名
監査役の数 更新	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、会計監査人の独立性を監視し、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を行っております。監査役は、取締役会への参加は勿論、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議などの重要会議に出席できるとともに、主要な申請書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役または内部監査室担当者をはじめとする使用人にその説明を求めています。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
緒方孝則	弁護士													
和田司	公認会計士													

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
緒方孝則	○	----	緒方孝則氏は、企業法務に関する弁護士としての経験と専門知識を有しており、法律専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけると判断いたしました。
和田司	○	----	和田司氏は、公認会計士としての経験と専門知識を有しており、会社経営に関与されたことはありませんが、会計の専門家としての客観的な立場から当社の経営に対する適切な監督を行っていただけると判断いたしました。

[独立役員関係]

独立役員の人数 更新	3 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

――

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況 更新	業績連動報酬制度の導入
---	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会決議に基づき、当社の業績及び株式価値と当社取締役（以下「取締役」といいます。）の報酬との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、「取締役に対する新たな業績連動型株式報酬制度」を導入しております。

各取締役に付与されるポイントは、役位及び業績に応じたポイント（株数）を付与します。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

――

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況 更新	一部のものだけ個別開示
----------------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明 更新

個別開示については、プライバシーの観点より開示しておりません。
なお、取締役の報酬限度額は、平成29年6月29日開催の第42期定時株主総会において月額80百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

[社外取締役（社外監査役）のサポート体制] 更新

社外取締役は必要に応じ、社内での責任者より会社業務についての説明を受けるとともに、必要な場合は取締役会に出席し、必要な助言を行います。社外監査役は、法律知識を有する法務専門担当者と連携し、会社情報の適時開示に係る社内体制も含め、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人ならびに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ております。なお、監査役の職務を日常的に補助する使用人はいませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置く可能性があります。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の意見を尊重し、取締役が決定いたします。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等 更新

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
----	-------	------	---------------------------	--------	----

白銀真也	最高顧問	経営全般に対する助言	非常勤、報酬有	2002/06/28	1年(更新有)
------	------	------------	---------	------------	---------

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 更新	1 名
--	-----

その他の事項 更新

――

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役は法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行います。このため、取締役は、率先して「企業理念」「企業使命」「行動指針」を原点とした企業活動を徹底し、企業倫理の遵守および浸透を行います。
また、当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下「経営関連情報」）の、公正かつ適時・適切な開示が行われ、取締役の職務の執行が法令および定款を遵守することを目的に、社内体制を構築し、監査・監督しております。
重要な使用人の使命、報酬等の決定は、取締役会において十分に審議を行い、これを決定しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

社外取締役による経営チェックを行うと同時に、社外監査役による監査チェックを実施しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知の発送に関しましては、なるべく早期に発送するようにしております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期決算期、第2四半期決算時においても、自社において定期的に説明会を開催しております。(令和2年3月期の通期決算説明会は、新型コロナウイルス感染症の流行ならびにそれにともなう緊急事態宣言により、開催を中止致しました。)	なし
IR資料のホームページ掲載	決算説明会の内容につきましては、ホームページを通じて資料を配信しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	情報開示・IRにつきましては、会社情報の適時開示その他に精通し、証券アナリスト資格を有するIR専門の担当者を雇用し、当該業務を担当させております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	定款および株式取扱規程等で、株主・ステークホルダーの権利、立場の尊重等について規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	オレンジリボン(子ども虐待防止)運動に協賛するとともに、販売組織とともに「親と子のかかわり方教室」を開催しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	経営関連情報については、重要な社内意思決定機関である「株主総会」「取締役会」「経営会議」「予算統制会議※」「販売戦略会議※」における議案ならびに報告事項全てが、開示担当役員およびIR担当者に情報が伝えられる報告体制をとっております。情報開示につきましては、四半期開示を行うとともに、決算説明会を開催し、その内容をホームページにも掲載するなど、株主・ステークホルダー・投資家への積極的な情報開示に努めております。 (※)「予算統制会議」と「販売戦略会議」は、令和2年4月に「戦略統合会議」に統合致しました。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 内部統制に関する基本的な考え方

1. 業務運営の基本方針

当社は、経営の透明性、健全性、機動性を確保し、「理念」「使命」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を行うことにより、理念と戦略と行動を一致させ、積極的な情報開示を行うことにより、全てのステークホルダーから信頼、満足される企業の実現に努める。

「理念」

「愛と美と豊かさの実践と追求」

「ビジョン」

「日本の肌はアイビーがつくる」

「行動指針」

「アイビーの誓い」

一、アイビー化粧品は、美と美の限りなき追求をします。

一、アイビー化粧品は、自信と誇りをもった製品をとどけます。

一、アイビー化粧品は、心を豊かにし、幸福の輪を広げます。

一、アイビー化粧品は、地域社会への奉仕と還元につくします。

2. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法第362条第4項第6号）

当社の取締役は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は、率先して「理念」「使命」「行動指針（アイビーの誓い）」を原点とした企業活動を徹底し、企業倫理の遵守及び浸透を行う。

当社は、当社に関する重要な財務的・社会的・環境的側面の情報（以下「経営関連情報」）の、公正かつ適時・適切な開示が行われ、取締役の職務の執行が法令及び定款を遵守することを目的に、社内体制を構築する。

具体的には、重要な「経営関連情報」について、重要な社内意思決定機関である、「株主総会」「取締役会」「経営会議」「予算統制会議※」「販売戦略会議※」における議案並びに報告事項全てが、各取締役並びに監査役に情報が伝えられる報告体制を構築する。また、内部監査室担当者を選任し、定期的に内部監査を実施する。コンプライアンス体制について、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、内部監査室担当者と連携し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めることとする。情報開示体制については、開示担当役員のほかに、専門知識を持つIR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行うこととする。重要な「経営関連情報」については、法務担当者並びにIR担当者に情報が伝えられる報告体制を構築する。

3. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第4号）

当社の使用人は法令遵守は当然のこととして、社会の構成員として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動を行う。そのため、取締役は使用人に対し、「理念」「使命」「行動指針（アイビーの誓い）」並びに企業倫理の遵守についての教育・啓発を行う。

当社の使用人は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行を行う。

当社の取締役及び使用人は、社内における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、社内規程に従い、代表取締役社長並びに内部監査室担当者に報告を行うこととする。代表取締役社長は、当該報告された事実について調査監督し、適切な対策を決定する。内部監査については、内部監査室担当者を選任し、内部監査業務を担当させる。担当者は、各部署より収集した資料・情報を基に、各部門に対しヒアリング調査を行い、監査結果を速やかに社長に報告する。

また、予算管理・部門計画進捗管理については、各会議体の事務局が経営状況並びに経営の重要課題につき報告書を作成し、社長をはじめ取締役会メンバーに随時報告を行う。

さらに、ISO（品質マネジメントシステム）対象部門については、定期的にISO事務局による内部監査を行い、その内容は担当役員を通じて社長に直接報告を行う。

4. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制（会社法施行規則第100条第1項第1号）

当社は、法令・社内規程に基づき、文書等の保存を行う。特に、職務の執行に係る重要文書については、少なくとも10年間は適切に保存し、監査役が必要に応じて閲覧が可能な状態にしておく。

情報の管理については、「情報システム管理規程」に基づき対応する。うち個人情報については、「個人情報及び特定個人情報保護規程」に基づき対応し、当社の全取締役並びに全従業員を対象に、個人情報保護に関する教育を行うこととする。

5. 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制（会社法施行規則第100条第1項第2号）

当社は、内部監査室、法務部門である管理部門並びにIR担当部門において、「特定商取引に関する法律」「医薬品医療機器等法」「会社法」「金融商品取引法」などの法令遵守を目的とし、社内の「リスク情報」の収集を行い、関連各部署並びに顧問弁護士を含めて必要な対策を講じる。

6. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制（会社法施行規則第100条第1項第3号）

当社は、「取締役会」を定例で四半期毎に開催するほか臨時取締役会を複数回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行の監督等を行う。各取締役及び監査役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議を行う。

当社の取締役は、業務の運営について、「中期経営計画」及び「各年度予算」並びに、各部署の職務権限を定めた「職務分掌・権限規程」に基づき、業務執行または監督を行う。また、実務担当取締役・常勤監査役・執行役員・社長の指名する部長により構成される「経営会議」を設置する。

「取締役会」並びに「経営会議」で経営に関する重要事項の審議、承認を行うことで、意思決定の迅速化とコーポレート・ガバナンスの徹底を図る。また、「経営会議」の諮問機関であり、実務を担当する部長により構成される「予算統制会議※」「販売戦略会議※」を定期的に開催し、予算管理をはじめ、重要事項の進捗確認や部門間の連携・牽制を図り、課題に対し機動的に対処できる体制を整えることとする。

7. 監査役の職務を補佐すべき使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第1号、第2号)、監査役の職務を補佐すべき使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項(同第3号)

現在、監査役の職務を日常的に補助する使用人はいないが、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフをおく可能性がある。その人事については、取締役と監査役が意見交換を行い、監査役会の意見を尊重し、取締役が決定する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制(会社法施行規則第100条第3項第4号)

取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに直接監査役に報告する。

また、監査役は、取締役会への参加は勿論、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、「経営会議」などの重要会議に出席できるとともに、稟議書や主要な申請書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第5号)

当社は、公益通報者保護規程に基づき、公益通報をしたことを理由として、公益通報をした者に対し、解雇その他いかなる不利益取扱いを行ってはならないものとする。また、公益通報をした者に対して不利益取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、就業規則に従って処分を課することができるものとする。

10. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項(会社法施行規則第100条第3項第6号)

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理については、当該職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに処理を行うものとする。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制(会社法施行規則第100条第3項第7号)

監査役の過半数は独立社外監査役とする。監査役会は、常勤監査役をおくほか、専門能力に優れた社外監査役をおく。監査役は、法律知識を有する法務専門担当者と連携し、会社情報の適時開示に係る社内体制も含め、取締役会などに必要な助言を行うこととする。

また、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、必要に応じて、会計監査人並びに顧問弁護士などとも意見交換を行い、助言を得ることとする。

12. 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制

当社は金融商品取引法の定めに従い、良好な統制環境を保持しつつ、全社的な内部統制及び各業務プロセスの統制活動を強化し、適正かつ有効な評価ができるように内部統制システムを構築し、かつ適正な運用を行っているものとする。

また、財務報告に係る内部統制において、各組織(者)は以下の役割を確認する。

・当社の経営者は、組織の全ての活動において最終的な責任を有しており、本基本方針に基づき内部統制を整備・運用する。

・取締役会は、経営者の内部統制の整備及び運用に対して、監督責任を有しており、財務報告とその内部統制が確実に実行されているか経営者を監視、監督する。

・監査役は、独立した立場から、財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を監視、検証する。

・内部監査室は、内部統制の目的をより効果的に達成するために、内部監査活動を通じ、内部統制の整備及び運用状況を検討・評価し、必要に応じてその改善策を経営者並びに取締役会に提唱する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

・当社の内部統制システムの整備・運用状況に関し、当社の内部監査室が6区分毎(統制環境・リスクの評価と対応・統制活動・情報と伝達・モニタリング・ITへの対応)のチェック項目に従って監査を行い、改善を進めました。

・リスク管理におきましては、リスク管理規程に基づき、当社の経営に重大な影響を及ぼすリスク要因を洗い出して、損害の回避及び軽減を図るべくリスク管理計画を策定し、対策に取り組みました。

・取締役会を17回(書面決議含む)開催し、当社の重要な意思決定を行いました。各取締役及び監査役は、企業理念、経営の基本方針に基づき、法令及び定款に違反なきよう審議しております。

・監査役会は12回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務遂行の監査、法令、定款等への遵守について監査いたしました。

・経営会議においては、資本政策の審議、中期経営計画の推進、重要かつ緊急経営課題の審議など、必要に応じて行いました。

・予算統制会議(※)及び販売戦略会議(※)においては、経営計画・部門計画の進捗管理、年度経営指標の予実管理、予実乖離対策方針の策定と実行指示、新製品発売の決定、月次予算管理、業務遂行についての実務的な内容の審議、規程の改定審議などを定期的かつ積極的に行いました。

・情報開示体制については、IR担当者をおき、適時開示、積極的なIR活動を行ってまいりました。

・コンプライアンス体制についても、法務知識を持つ担当者をおいた専門部署を設置し、また、当社内部監査室及び第三者機関に公益通報窓口を設置して通報内容が監査役会に報告される体制を整備し、法令、定款等の社内規程の遵守、企業の社会的な責任の遵守、企業価値の保護に努めてまいりました。

(※)「予算統制会議」と「販売戦略会議」は、令和2年4月に「戦略統合会議」に統合致しました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

a. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や、反社会的勢力による被害を防止するために、取引関係を含め反社会的勢力と一切の関係をもたず、不当な要求に対しては毅然とした対応で拒絶することを基本的な方針としています。

b. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は反社会的勢力への対応部門として、管理部を主管部署とし、特殊暴力対応担当者を選任しております。

担当者は、社内のみならず必要に応じ行政機関、警察署、特殊暴力防止対策連合会等関連機関、顧問弁護士等の外部機関とも連携・協力を図り、特殊暴力防止対策連合会が開催する研修への参加、各種機関からの情報収集、役員・社員への情報の提供及び教育の徹底等を行っております。また、万が一反社会的勢力から脅威を受けたり、被害を受けるおそれのある場合には、会社全体として、速やかに対処できる体制を整備しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

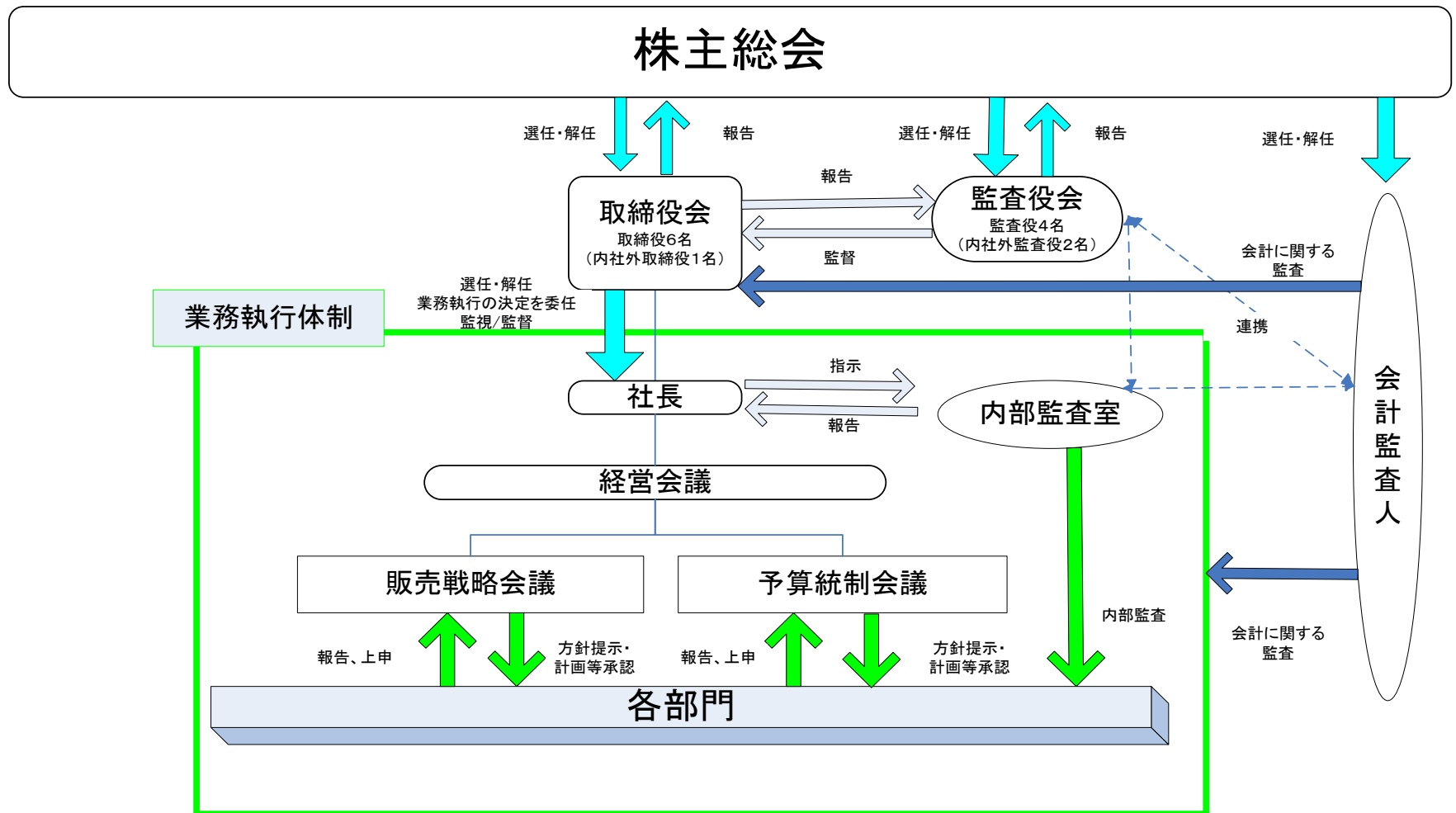
買収防衛策の導入の有無	更新	なし
-------------	----	----

該当項目に関する補足説明

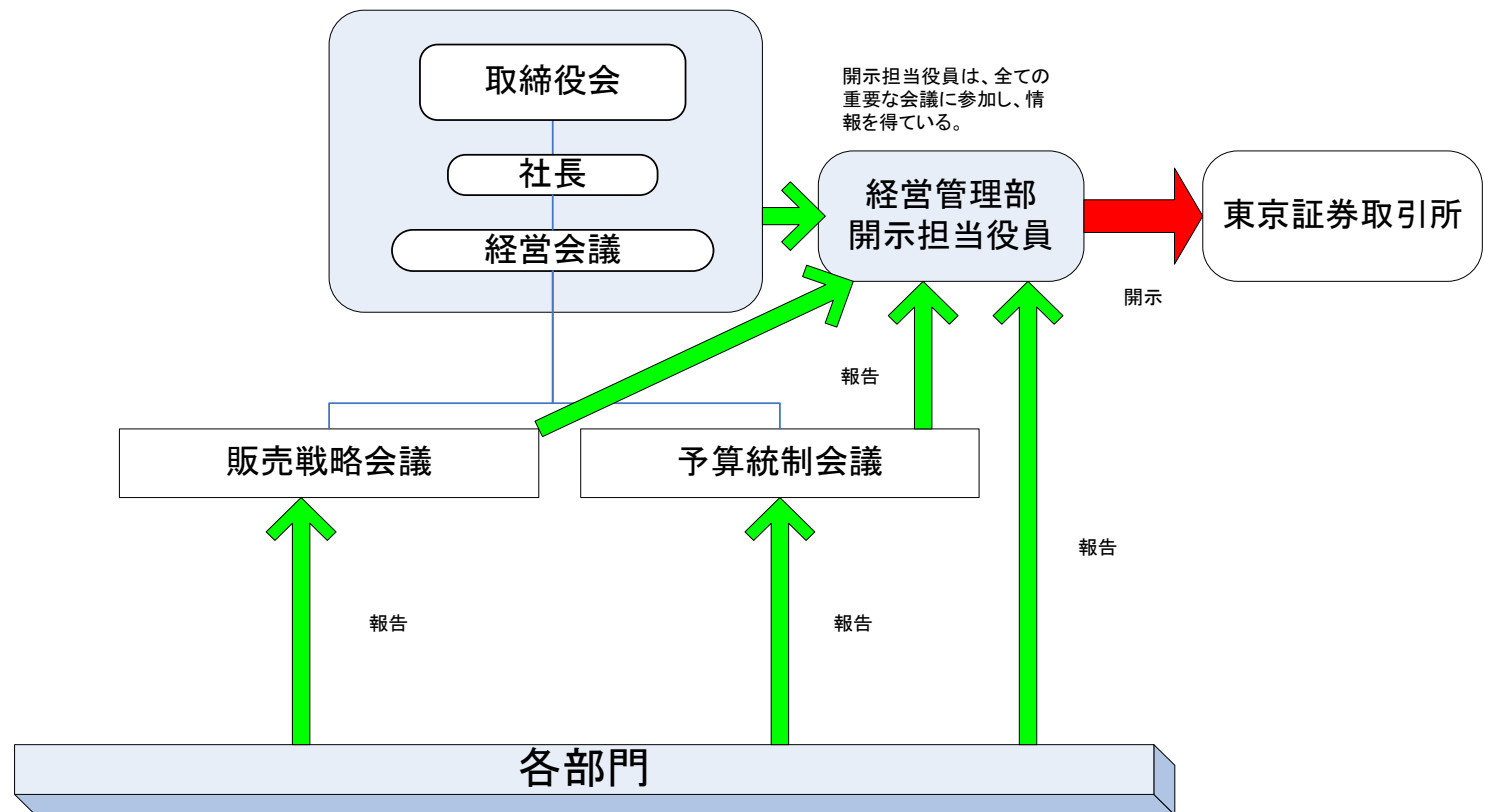
――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新
当社のコーポレート・ガバナンス体制および会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、後記模式図のとおりです。



(※)「予算統制会議」と「販売戦略会議」は、令和2年4月に「戦略統合会議」に統合致しました。



(※)「予算統制会議」と「販売戦略会議」は、令和2年4月に「戦略統合会議」に統合致しました。